

高知大学教育研究部医療学系における医学部の基幹教員に

関する選考細則

平成 22 年 3 月 20 日  
規則 第 68 号

最終改正 令和 7 年 3 月 11 日規則第 79 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学教育研究部医療学系に所属の医学部の基幹教員候補者（以下「候補者」という。）の選考は、国立大学法人高知大学教員選考規則によるほか、この細則の定めるところによる。

(教授選考)

第 2 条 医療学系教授会（以下「学系教授会」という。）は、教授候補者の選考を行うため、合同部門会議（医学系部門及び看護学部門が合同で開催する部門会議をいう。以下同じ。）に選考を依頼する。

2 合同部門会議は、前項の依頼を受けて教授候補者選考委員会（以下この条において「選考委員会」という。）を置く。

3 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 医療学系長（以下「学系長」という。）

(2) 医学部長

(3) 選考部門の部門長

(4) 病院長（臨床医学部門、医学教育部門のうち総合診療部担当の教授選考に限る。）

(5) 医学系部門（看護学部門を除く各部門をいう。以下同じ。）教授候補者の選考にあつては、合同部門会議において選出された教授 6 人

(6) 看護学部門教授候補者の選考にあつては、合同部門会議において選出された教授 3 人

4 選考委員会に委員長を置き、学系長をもって充てる。

5 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

7 選考委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。

8 選考委員会は、必要ある場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取す

ることができる。

- 9 選考委員会は、候補者の推薦を合同部門会議構成員並びに各大学及び研究所等に依頼するものとする。
- 10 候補者が3人に達しない場合は、再募集を行うことができる。
- 11 選考委員会は、必要に応じて、候補者を追加することができる。
- 12 選考委員会は、出席委員の3分の2以上の同意をもって3人以内の候補者を選考し、合同部門会議に推薦する。
- 13 合同部門会議は、選考委員会から推薦のあった候補者について、医学系部門は医学系部門会議に、看護学部門は看護学部門会議に教授候補者1人の選考を付託する。
- 14 当該部門会議は、前項の教授候補者について、単記無記名投票を行い、出席者の過半数の得票者を教授候補者として学系教授会に推薦する。なお、投票の結果、過半数の得票者がいない場合は、得票上位の者2人について直ちに再投票を行い、出席者の過半数の得票者をもって教授候補者とする。
- 15 前項の当該部門会議に出張又はやむを得ない診療のため出席できない者は、教授候補者を選考する投票日の第1回目の投票に限り、不在者投票を行うことができるものとする。この場合において、その投票は、合同部門会議から付託された日の翌日午前9時から投票日の前日午後5時までの間とする。
- 16 前項の投票を行う者は、投票用紙（別記様式第1号）に教授候補適任者1人の氏名を記載し、これを不在者投票用封筒（別記様式第2号）に入れて封をし、封筒の表面に署名して、当該部門会議が指定する場所において、自ら投票しなければならない。
- 17 学系教授会は、当該部門会議から推薦された教授候補者について審議し、教授候補者を決定する。

（准教授、講師、助教選考）

第3条 学系教授会は、准教授、講師及び助教候補者（以下「准教授等候補者」という。）の選考を行うため、合同部門会議に選考を依頼する。

- 2 合同部門会議は、前項の依頼を受けて、それぞれ准教授候補者選考委員会、講師候補者選考委員会及び助教候補者選考委員会（以下この条において「選考委員会」という。）を置く。
- 3 選考委員会は、次表の左欄に掲げる区分に属する准教授、講師及び助教の選考にあたっては、それぞれ同表の右欄に掲げる部門会議において選出される委員をもって構成する。

区 分	委 員
医学系部門	(1) 当該講座等の教授（教授のいない講座は、准教授又は関連講座等の教授） 1人 (2) 選考部門の教員 1人 (3) 選考部門以外の関連分野の教員 1人
看護学部門	(1) 看護学部門教授 3人 (2) 看護学部門以外の教員 1人

- 4 選考委員会に委員長を置き、前項に掲げる構成委員の第1号の委員をもって充てる。ただし、看護学部門にあつては、互選により教授である委員をもって充てる。
- 5 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 6 高知大学教育研究部医療学系に所属の医学部の基幹教員の教授は、准教授等候補者を選考委員会に推薦することができる。ただし、選考委員会において必要があると認めた場合は、公募することができる。
- 7 選考委員会は、1人の候補者を合同部門会議に推薦するものとする。
- 8 合同部門会議は、選考委員会から推薦のあつた候補者について審議し、合同部門会議の過半数の同意を得て、学系教授会に候補者を推薦する。
- 9 学系長は、合同部門会議から推薦のあつた候補者について、学系教授会の過半数の同意を得て、准教授等候補者を決定する。

(内諾)

第4条 学系教授会において教授候補者又は准教授等候補者（以下「教授等候補者」という。）に決定された者に対し、学系長は、速やかに本人の内諾を得るものとする。

(再選考)

第5条 学系教授会において教授等候補者が決定できない場合、本人の内諾が得られない場合又は国立大学法人高知大学全学教員人事審議会若しくは高知大学医学部附属病院教員選考会議における審査で否とされた場合は、改めて選考を行うものとする。

(選考資料)

第6条 教員の選考に必要な資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 履歴書（別記様式第3号）
- (2) 教育研究業績書（主要著書、論文の別刷を含む。）

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、学系教授会が別に

定める。

附 則

- 1 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高知大学医学部教員選考内規（平成 16 年規則第 223 号）は、廃止する。

附 則（平成 22 年 12 月 14 日規則第 54 号）

この内規は、平成 22 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 16 日規則第 34 号）

この規則は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日規則第 95 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 23 日規則第 47 号）

この規則は、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 6 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 21 日規則第 22 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 27 日規則第 52 号）

この細則は、令和 6 年 12 月 27 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 11 日規則第 79 号）

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

投票用紙

（表面）

<p>教授候補者選考投票用紙</p>	<p>高知大学医療学系 ○○部門△△△△</p>
--------------------	------------------------------

（裏面）

<p>氏名</p>	<p>○ 注意</p> <p>一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
-----------	--

（注）△△△△は、所属

別記様式第2号（第2条第16項関係）

不在者投票用封筒

外封筒

年 月 日執行

医療学系〇〇部門△△△△

教授候補者選挙  
不在者投票外封筒

投票者氏名

5cm

13.5cm

内封筒

この封筒には何も記載  
しないこと。  
この封筒に記載ずみの  
投票用紙を入れ、封をし  
た上外封筒に入れてさら  
に封をすること。

12cm

4cm

(注) △△△△は、所属

別記様式第3号（第6条関係）

履 歴 書			
(ふりがな) 氏 名		男・女	
生年月日(年齢)	年 月 日生( 歳)	現住所	
学 歴			
月 日	事 項		
職 歴			
月 日	事 項		
学会及び社会における活動等			
年 月	事 項		
賞 罰			
年 月	事 項		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			